諮問庁:国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

諮問日:平成28年2月5日(平成28年(独情)諮問第14号)

答申日:平成28年6月16日(平成28年度(独情)答申第9号)

事件名:特定事業採択課題のうち特定会社に係る交付申請書の一部開示決定に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)につき、その一部 を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする部分を不 開示としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成27年12月21日付け27度新エネイノ秘第1211001号による一部開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立書

申請書中「3-2権利化状況」のうち、「(1)実用化の基盤となる取得特許の内容」及び「(2)内外における技術との相違及び内外における特許との関連」について、申請人の記載事項を全て開示せよ。

ア 特許情報については、出願から1年6月を経過すると公開される (特許法64条1項)。本件交付申請は平成20年12月15日に行 われており、仮に申請の時点で公開されていない特許であっても、 本件処分時点では全て特許情報は公開されている。したがって、公 にすることにより、申請人の権利、競争上の地位その他正当の利益 が害されることはない。

イ 以上、上記(1)及び(2)について、法5条2号イに該当する事由はないから、異議申立人に公開されなければならない。

(2)意見書

- ア 情報公開制度の趣旨は、納税者(タックスペイヤー)である国民に税金の支出の実際を知らせ、その妥当性を検証する機会を提供することにある。したがって、公開請求に係る情報は原則として全て開示されるべきであり、企業秘密等を理由として開示しない場合もその範囲は限定的であるべきである。
- イ また、企業秘密と言ってもその内容は様々であり、特に特許申請に 関する情報は、その特権的地位と引き換えに国民福祉の向上の目的 のため、一定期間経過後はその情報を例外なく公開することになっ ているのだから、公開後の特許権ないし特許情報について不開示と する実質的な理由はない。
- ウ ところが、機構は、「3-2権利化状況」のうち「(1)実用化の基盤となる取得特許の内容」について、大要「特許について、選択的に記載するものであるから、その内容によってノウハウ等の企業秘密を推知させる可能性がある」ということを理由として、不開示処分を妥当としている。
- エ しかし、上記イのとおり、申請人がどのような特許を出願ないし保 有しているかという情報は、そもそも情報公開制度により公開され ているから、これは企業秘密ではない。
- オ また、申立人の開示請求対象の欄は、その体裁からしても、現在では既に公開されている特許権ないし特許情報の項目のみを概括的に記載するもので、具体的特定的に請求項等を記載するものではないから、これによって企業秘密が推知される実質的危険はおよそ想定され得ない。
- カ さらに、本件では、出願から相当期間(5年以上)が経過しており、 その間に申請人は企業秘密に係る権利保全をし、ないし市場にて有 利な地位を得る機会は十分にあったのであるから、開示によって企 業秘密を侵される実質的な危険は消滅している。
- キ 以上から、「3-2権利化状況」のうち「(1)実用化の基盤となる 取得特許の内容」について不開示とすることは不当である。
- ク また、「3-2権利化状況」のうち「(2)内外における技術との相違及び内外における特許との関連」についても、「類似特許を列記した上で各特許と実用化の基礎となる取得特許との比較評価を行っていることから企業秘密を推知されるおそれがある」として不開示を妥当としている。
- ケ しかし、本欄の記載は、補助金の支出の妥当性を検証する基本的な情報の一つであり、これが開示されないのでは補助金支出の適法性ないし妥当性はおよそ検証し得ない。
- コ さらに付言すると、「3-2権利化状況」のうち「(1) 実用化の基

盤となる取得特許の内容」及び「(2)内外における技術との相違及 び内外における特許との関連」とも、今回の申立人の異議は、公開 情報である特許情報に絞って開示を求めているものであり、かかる 請求さえも認められないのであれば、情報公開制度の趣旨は全く実 現されない。

サ 以上,不開示処分は違法不当であるから,異議申立てのとおり開示請求が認められるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件異議申立ての経緯について
- (1)本件異議申立ては、異議申立人である開示請求者より、平成27年1 1月17日付け(平成27年11月20日付けで受理)でなされた「平成20年度(第2次補正)研究開発型ベンチャー技術開発助成事業採択課題のうち、特定会社A(特定番号B)にかかる以下の文書「助成申請文書一式、同追加文書一式、採択決定にかかる文書、同募集にかかる文書」」についての開示請求に対し、機構が平成27年12月21日付けで行った一部開示決定(原処分)に対して、平成28年1月14日付け(平成28年1月15日付けで受理)で提起されたものである。
- (2)本件異議申立てを踏まえ、機構は、原処分の妥当性について検討した ところ、妥当であり、原処分を維持すべきと判断したため、本件異議申 立てを棄却することにつき、審査会に諮問するものである。
- 2 異議申立人の主張について 上記第2の2(1)のとおり。
- 3 諮問庁の考え方
- (1) 本件開示請求について

機構は、平成20年11月、「平成21年度イノベーション推進事業 『研究開発型ベンチャー技術開発助成事業(第二次補正)』」に係る助成 対象事業の公募を行い、機構に提出された交付申請事案の中から、平成 21年3月、特定会社Aの助成事業「特定装置の開発」を含む複数の事 案に交付決定通知を行った。

本件開示請求は、当該助成事業で採択された特定会社Aの事業に係る「公募、交付申請、交付決定に関する法人文書」について開示請求されたものである。

(2)機構が行った原処分の経緯について

機構は、本件開示請求を受け、4文書「交付申請書(本件対象文書)、 交付申請書の変更届、交付決定通知書、公募要領」を特定し、一部開示 決定を行った。

本件対象文書においては、①法5条1号(個人情報)に該当する箇所 及び、②同条2号イ(法人に関する情報であって公にすることにより当 該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの)に該当する箇所が認められたことから、当該箇所について不開示としたものである。

(3) 異議申立人の主張に対する機構の考え方

ア 本件対象文書

異議申立人の主張の対象は、原処分の対象4文書のうち、交付申請書(本件対象文書)に係るものであって、その他の3文書に係る原処分に対する主張は行われていない。

イ 対象箇所

本件対象文書は、交付申請者である特定会社Aから機構に対して提出された文書であり、助成金交付申請書(様式1)を表紙としてその他一連の添付資料により構成されている。

異議申立人の主張の対象は、本件対象文書の一部を構成する「(添付資料1)助成事業内容等説明書」の一部分であって、「3.実用化開発の目標等」の項目に係る「3-2権利化状況」のうち、「(1)実用化の基盤となる取得特許の内容」及び「(2)内外における技術との相違及び内外における特許との関連」に係る部分である。

ウ 異議申立人の主張に対する機構の考え方

異議申立人は、「特許情報については、出願から1年6月を経過すると公開される(特許法64条1項)。本件交付申請は平成20年12月15日に行われており、仮に申請の時点で公開されていない特許であっても、本件処分時点では全て特許情報は公開されている。したがって、公にすることにより、申請人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることはない。」と主張する。

異議申立人の主張のうち、特許法64条1項に基づき、出願特許情報が1年6か月で出願公開されるのは事実であるものの、一方、「(1)実用化の基盤となる取得特許の内容」についての記載箇所は、本件助成事業における「実用化の基盤となる取得特許の内容」を事業者が実施した複数の出願特許又は他者から使用許諾を受けている特許等の中から選択して記載するべき箇所であって、出願特許等に係る情報を網羅的に記載する箇所ではない。

このように、仮に公開済み出願特許情報に係るものであっても、選択的に記載された特許情報からは、特定の研究開発の内容やノウハウが想起できるため、当該記載自体が企業秘密にあたるノウハウであると評価されるべきである。

また、「(2) 内外における技術との相違及び内外における特許との関連」についての記載箇所は、類似特許を列記した上で各特許と 実用化の基盤となる取得特許との比較評価を行っている箇所である ことから、同じく特定の研究開発の内容やノウハウが想起できるため、当該記載自体が企業秘密にあたるノウハウであると評価される べきである。

したがって、同内容を開示することにより企業秘密が漏れる可能性があり、「当該箇所を公開することにより申請人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることはない」とする異議申立人の主張はあたらない。

4 結論

以上により、再度、原処分の妥当性について検討した結果、原処分を維持するほかないものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年2月5日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 同年3月7日 異議申立人から意見書を収受

⑤ 同年5月30日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年6月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であり、処分庁はその一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする一部開示決定を行った。

異議申立人は、本件対象文書の「実用化開発の目的等」の「3-2権利化状況」のうち、「(1)実用化の基盤となる取得特許の内容」及び「(2)内外における技術との相違及び内外における特許との関連」の部分について開示すべきであるとして、異議申立てを行っているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

異議申立人が開示を求める部分は文書1の「3-2権利化状況」の項中,「(1)実用化の基盤となる取得特許の内容」についての表の項に係る部分以外の部分(以下「不開示部分1」という。)及び「(2)内外における技術との相違及び内外における特許との関連」に係る記述部分(以下「不開示部分2」といい,不開示部分1と併せて「本件不開示部分」という。)であることが認められる。

(1) 不開示部分1について

ア 異議申立人は、不開示部分1について、特許情報は特許法64条の 規定により出願から1年6か月を経過すると公開されるので、公にす ることにより、申請人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることはないと主張する。

- イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に不開示とした理由について改めて確認させたところ、以下のとおり説明する。
 - (ア) 当該部分は事業者が実施した複数の出願特許又は他者から使用許諾を受けている特許等の中から選択して記載すべき箇所であって, 出願特許等に係る特許情報を網羅的に記載する箇所ではない。
 - (イ) 仮に公開済み出願特許情報に係るものであっても、選択的に記載された特許情報からは、特定の研究開発の内容やノウハウが想起され、当該記載自体が企業秘密に当たるノウハウであると評価される。
- (ウ) これが公になると、研究開発の内容等を同業他社に察知されて競争相手に出し抜かれるなどのおそれが生じ、また、記載された発明者の競合他社への引き抜き等が起こるおそれもある。

したがって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当する。

ウ 当審査会において、不開示部分1を見分したところ、諮問庁が説明 するように選択的な特許情報が記載されていることが認められること から、上記諮問庁の説明に特段の不自然・不合理な点は認められず、 首肯できる。

よって、不開示部分1は、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 異議申立人は、不開示部分2については、法5条2号イに該当する 事由はないので、開示すべきであると主張する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に不開示とした理由について改めて確認させたところ、以下のとおり説明する。

当該記載箇所は、類似特許を列記した上で各特許と実用化の基盤となる取得特許についての比較評価を行っている箇所であることから、同じく特定の研究開発の内容やノウハウが想起され、不開示部分を公にすると、上記(1)イと同様に当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

ウ 当審査会において、不開示部分2を見分したところ、実用化の基礎となる取得特許と他の特許とを比較した評価判断に係る記載があることが認められることから、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、首肯できる。

よって、不開示部分2は、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- 3 異議申立人のその他の主張について 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 2 号イに該当 するとして不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとする 部分は同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であ ると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 椿 愼美,委員 山田 洋

別紙

本件対象文書

平成21年度イノベーション実用化開発費助成金交付申請書(研究開発型ベンチャー技術開発助成事業)